

〈1〉 海外知的財産権紛争処理に関する中国国務院規定の概要—日本企業が対抗措置を受けるリスク及びその対応

長島・大野・常松法律事務所

弁護士 鹿 はせる

弁護士 温 可迪

2025年3月19日に、中国国務院は、「海外知的財産権紛争処理に関する国務院規定」¹（以下「本規定」という。）を公布し、5月1日に施行した。本規定は、中国企業が米国等諸外国で経済制裁を受け、知的財産権関連の紛争が生じていることに鑑みて制定されており、知的財産紛争につき所定の要件を充足した場合に反外国制裁法に基づき対抗措置を発動できる場合や中国の組織・個人による中国の裁判所である人民法院に提訴できる場合等を規定している。日本企業との関係では、米国等諸外国の経済制裁に従い、その結果中国企業との知的財産紛争が生じた場合等において本規定が適用されるのか、また、いかなるリスクがあるかが関心事となりうると思われる。

そこで、本稿では、前提として、本規定の全体の規定内容を俯瞰し、日本企業にとり特に関心が高いと思われる、本規定及び反外国制裁法にもとづく対抗措置が適用される場合、その効果及び日本企業に対する影響について検討する。

1. 本規定の背景

本規定は、中国企業が海外で直面する知的財産権

紛争の増加と、それに伴う「差別的措置」への対抗を主要目的として導入されたものである。とりわけ、近年は米中対立の激化により、米国による輸出管理・投資規制・制裁リスト指定などの経済安全保障措置が、中国企業との技術ライセンスや共同研究の停止をもたらし、中国側から「差別的」と評価される事例が頻発している。中国企業の米国をはじめとする世界各国における知的財産権紛争は増加傾向にある。

中国知的財産権研究会及び国家海外知識産権紛争指導センターが2024年7月31日に公表した「2024中国企業海外知的財産権紛争調査」²によれば、米国において、2023年に中国企業の新規提訴件数は1,173件あり、これは2022年に比して19%増加している。また、本規定が直接的に念頭においているのは、米国の通商代表部（USTR）のスーパー301条に基づく指定（知的財産の保護が不十分であり、公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を「優先監視国」又は「監視国」に指定することであり、中国は「優先監視国」に指定されている）、及び、米国国際貿易委員会（ITC）が実施する関税法第337条に基づく調査措置（米国への輸入商品が特許権・商標権等を侵害すると主張された場合に、ITCが調査のう

¹ 中国語：国务院关于涉外知识产权纠纷处理的规定

² 中国知識産権研究会、国家海外知識産権紛争指導センター「2024年中国企業海外知的財産権紛争調査」（2024）（中国語原文は「2024 中国企业海外知识产权纠纷调查」）

<http://www.cnips.org.cn/a19514.html>（2025年8月25日訪問）

え排除命令・差止命令を発することができ、発令された場合、米国関税は該当商品の輸入を差し止める措置をとる）とみられている。2023年に米国における337条調査の件数は20件あり、2023年の調査件数全体(36件)の55.5%を占めている。

これらの米国政府による指定及び調査は、中国から見ると「知財を口実とした貿易制限・経済制裁」の象徴であり、本規定第14条（中国版337調査）及び第15～17条（差別的措置への対抗）の直接的な導入背景となった。

2. 本規定の内容

本規定は第18条からなり、(a) 中国企業・個人の海外知的財産権紛争に対する行政支援、(b) 手続規制（証拠の国外持ち出しや中国国内での文書送達に関する規制）、(c) 中国版337調査と称される貿易調査（知的財産権侵害や不公正なライセンス契約などに対し、中国の商務主管部門が必要な調査や措置を実施できる制度）、(d) 外国の「差別的措置」への対抗措置及び(e) 民事救済（中国の公民・組織が人民法院で提訴し、侵害の停止や損害賠償を求めることができる制度）という五層構造から成り立っている。施行日を定める第18条以外の規定内容の概要は以下のとおりである。なお、条文全文の和訳（参考用として作成）は本稿末尾をご参照いただきたい。

(1) 立法目的、各機関の職務（第1条から第3条）

第1条において、立法目的、第2条、第3条において、国務院、人民政府等の機関の海外知的財産に係る職務の分担について規定している。

(2) 海外知的財産権関連サービス、企業の権利保護体制の整備（第4条から第11条）

第4条から第11条は、海外知的財産権関連のサービスの促進、企業の海外知的財産権に係る権利保護のための体制整備に関し、主に以下の内容について規定している。

- ・国務院等の機関による海外知的財産権の制度、リスク等に関する情報提供（第4条、第5条）
- ・紛争解決に関し、国務院等の機関による支援の提供、和解、懲戒、仲裁等による紛争解決の促進（第

6条、第7条）

- ・法律事務所、知的財産関連サービス提供機構によるサービス提供の強化（第8条）
- ・互助基金、保険機構、支援プラットフォーム等の海外知的財産権の保護に係る支援の促進（第9条、第10条）
- ・企業のコンプライアンス体制の整備等による海外知的財産権保護体制の整備（第11条）

(3) 海外知的財産紛争に係る手続規制（第12条、第13条）

海外知的財産紛争に係る手続に関し、第12条において、中国国内において文書を送達、調査、証拠を収集する場合の関連法令、条約の遵守、第13条において、中国国内から海外への証拠等の提出にあたり、データの越境移転に係る各法令の遵守を規定している。これらの規定は、確認的なものに留まるが、実際に（日本を含む。）中国国外で中国企業と知的財産紛争に関する裁判又は仲裁を行う場合、中国企業側の同意が得られる場合であっても、中国国内から証拠資料を提供することに時間がかかる、又は（重要な技術資料である場合、越境移転に関する許可が得られない結果として）提供することができないことで、裁判及び仲裁の結果に影響が及ぶ可能性があることを示しており、留意が必要である。

(4) 貿易調査（第14条）

第14条において、国務院商務主管部門は「対外貿易法」に基づき、下記①から③の場合について、必要な調査を実施できると規定された。同規定は、上記の米国の第337条調査に類似する中国の制度として「対外貿易法」が規定する貿易調査制度について、知的財産分野に適用される場合について規定するものであり、同条が列挙する下記①から③の場合に、国務院商務主管部門による貿易調査が行われる可能性があることを確認するものであると考えられる。

- ①輸入貨物が知的財産権を侵害し、対外貿易秩序に危害を及ぼす場合
- ②ライセンシーによりライセンス契約での知的財産権の有効性に疑義を提起することを阻止する、強制的な一括許諾を行う、ライセンス契約に排他的再許諾条件を規定する等の行為を知的財産権者が行い、対外貿易の公平な競争秩序に危害を及ぼす

場合

- ③その他の国又は地域が知的財産権保護に関し、中国の公民、組織に内国民待遇を与えていない、又は中国からの貨物、技術若しくはサービスに対し十分に有効な知的財産権保護を提供できない場合

この点、②で列挙される各行為については、中国独禁法及びその下位規則である「知的財産権の濫用により競争を排除、制限する行為の禁止規定」で既に、市場支配的地位の濫用行為として禁止されている。しかし、中国独禁法の規制対象となるには、ライセンサーが「市場支配的地位」を有していることが必要であるが、本規定の第14条ではその要件は置かれておらず、代わりに「対外貿易の公平な競争秩序に危害を及ぼす」という要件が置かれている。また、中国独禁法の執行機関は市場監督管理総局であるが、第14条に規定する貿易調査の主体は國務院商務主管部門である。したがって、②の各行為については、中国独禁法と一部範囲が重なるものの、別個の規制が置かれているとみるべきと思われる。

(5) 差別的措置への対抗措置(第15条から第17条)

第15条から第17条は、知的財産について、外国から差別的措置がとられた場合など中国、その公民・組織の利益が害される場合の措置について規定している。

まず、第17条において、知的財産紛争により中国の主権、安全、利益が危険にさらされた場合、関連法律に従い、一定の対抗措置を講じると規定している。具体的には、知的財産権紛争を利用して中国の主権、安全、発展の利益が危険にさらされた場合は「中華人民共和国国家安全法」、「中華人民共和国対外関係法」、「中華人民共和国反外国制裁法」等の法律に基づき相応の措置を講じるとし、知的財産権の濫用による競争の排除、制限、又は不正競争の実施等の行為については、「中華人民共和国独占禁止法」、「中華人民共和国不正競争防止法」等の法律に基づき処理する、と規定している。

第15条は、知的財産紛争につき、中国や中国公民・組織に対して（直接的又は間接的を問わず）差別的措置を講じた組織、個人について、國務院の關係部門は「中華人民共和国対外関係法」、「中華人民

共和国反外国制裁法」等の法律に基づき、対抗措置リストに入れ、相応の対抗措置及び制限措置を講じることができると規定している。

第16条は、知的財産紛争につき、中国の公民・組織に対する差別的措置の実行・協力を行うことも禁止し、これを行った組織、個人に対する裁判所（人民法院）への提訴ができると規定している。

以上のとおり、第17条は、知的財産紛争につき、中国が危険にさらされる場合について関連法律の規定に基づく相応の措置がとられることについて、第15条、第16条は中国の公民・組織に対して差別的措置が講じられた場合に、國務院による対抗措置、損害を負った主体による裁判所への提訴が可能であることについて規定するものであり、知的財産紛争に係る救済措置を規定するものである。

第15条、第16条については、中国の公民・組織に対する知的財産紛争についての差別的措置を適用対象とするところ、規定文言からは、中国の公民・組織との間で知的財産紛争の関係にある日本の個人・企業も適用対象となりえると思われる。そこで、どのような場合に同規定の適用範囲に含まれるか、適用を受ける場合にとられうる対抗措置の内容は関心事になると思われる。以下では、これらの点について検討する。

3. 本規定第15条及び第16条の適用範囲、対抗措置の内容及び日本企業に対する影響

(1) 本規定第15条の適用範囲及び効果

第15条は、①外国国家が国際法及び国際関係の基本準則に違反し、②知的財産権紛争を口実に中国を抑制、抑圧し、③中国の公民、組織に対し差別的制限措置を講じ、④中国の内政に干渉する場合と規定している。かかる規定内容から、同規定が適用されるのは、総合的に判断のうえ、上記①から④を充足する場合とされており、単に知的財産権紛争に関し中国の主体に対して差別的制限措置を講じる場合では直ちに該当しないと思われ、中国への抑制、抑圧(②)、中国の内政への干渉(④)にも該当するか考慮されると思われる。